平成 29 年度

大木町住宅改修事業補助

大木町住宅改修補助金制度は、町内の施工業者によって、現在お住まいの住宅を改修される場合にその費用の一部を町が補助する制度です。

【申込み者の資格（すべてに該当）】

①町内居住者または町内転入予定者　②補助対象の住宅の所有者　③町税や使用料等を滞納していない者（属する世帯全員を含む。）④暴力団の構成員でないこと ⑤対象となる改修工事についてほかの補助金などを受けていないこと

【補助対象住宅・補助対象工事】

(1) 申込み者が町内に所有する個人住宅又は併用住宅の住居部分の改修工事を対象とします。ただし、賃貸住宅は除きます。

(2) 町内の施工業者が行う工事費が、10 万円以上（消費税別）のもので、申込みの年度末までに終わる改修工事が対象となります。

※本補助の交付決定前に着工しているものについては対象となりません。

【補助金額】

改修工事費用（消費税別）に次の補助率を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）

住 宅 要 件	補助率	補助限度額
① 町内居住者が居住する住宅	１０％	１０万円
② 転入者又は３世代以上世帯が居住する住宅	１５％	２０万円
③ 転入者を含む３世代以上世帯が居住する住宅	２０％	３０万円

複数の要件を満たす場合は、最も高い補助率により算出した額とする。

【改修工事の例】

屋根・天井・外壁・内壁・床の改修、畳の表替えや新調、防音・断熱・間取りの変更工事、浴室・台所・トイレなど水回りの改修、耐震工事など居住部分のみの改修が対象となります。

転入者が居住する場合に限り、増築工事を対象とします。

注　意　事　項！

町外事業者による工事
門扉や塀などの外構工事
家具や電気製品の購入
年度を超える改修工事
他の補助事業を受けているもの

⇒ **対象外**

申請方法など詳しくは、役場産業振興課　32-1063（直通）へお問合せください。